

第 154 回練馬区緑化委員会 会議の記録

環境部みどり推進課

- 1 日 時 平成 29 年 10 月 30 日（月）午前 10 時～
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 7 階 第一委員会室
- 3 出席者 会 長：金子忠一
副会長：横田樹広
委 員：藤崎健一郎、佐藤留美、井之口喜實夫、
かしわざき強、斉藤静夫、やくし辰哉、
きみがき圭子、岩瀬たけし、植松正一、
西貝嘉隆、後藤幸子、三浦雄二、
早川義隆、内堀比佐雄、本橋世紀子、
木内幹雄、新井猛彦
理事者：都市農業課長、環境課長、都市計画課長、
開発調整課長、道路公園課長
事務局：環境部長、みどり推進課長

- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 4 名（傍聴人定員 10 名）
- 6 次 第 1 開会
2 審議
練馬区みどりの基本計画の改定について
（諮問第 189 号）
3 報告
(1)練馬区みどりの区民会議について
(2)保護樹木の新規指定について
(3)保護樹木の指定解除について
4 その他
5 閉会

7 会議内容

みどり推進課長 定刻となりました。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。事務局を担当します、みどり推進課長、塩沢です。

早速ですが、今回新しく第 19 期練馬区緑化委員会委員となられた方がいらっしゃいますので、委嘱をさせてい

たきます。大変恐縮ですが、委嘱状は既に席上に置かせていただきました。お名前を環境部長からご紹介させていただく形で、委嘱にかえたいと思います。また、新しく委員となられた方で、前回欠席のためご紹介できなかった方がいらっしゃると思いますので、あわせてご紹介いたします。

環境部長 (井之口委員、やくし委員の紹介)

みどり環境課長 それでは、皆様のお手元に新たな緑化委員会の委員名簿をお配りしています。こちらについては、ご参照いただければと思います。

それでは、開会にあたり、事務局から出席人数を報告します。ただいまの出席人数は 19 名です。当委員会の定数は 22 名です。過半数の出席がありますので、本日の委員会は成立しています。

なお、中村忠委員、星委員から所用のため欠席との連絡をいただいています。以上です。会長、よろしく願いいたします。

会 長 それでは緑化委員会を開催しますが、本日は 11 時 30 分ごろを目途に本日の委員会を開催したいと思いますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会審議に入る前に、事務局より資料の確認をお願いいたします。

みどり推進課長 (資料確認)

会 長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議案件に入ります。これは引き続きの審議案件で、諮問第 189 号「練馬区みどりの基本計画の改定について」です。資料説明から入りますが、本日の報告案件の(1)にある「練馬区みどりの区民会議について」が、この審議案件に関係の深いことでもありますので、まずはこの報告案件を説明していただき、続いてみどりの基本計画に関する審議案件の資料について説明をお願いします。

みどり推進課長 （資料 2 を説明）

会 長 区民会議からの提案ということで、資料 2 について説明していただきました。ただいまの説明に関して、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

A 委員 この役割分担の案というのですが、今後、区民の方たちへ、この表が示される機会がありますか。こういうものができましたというような案として、パブコメのようなものは示されるのでしょうか。

みどり推進課長 これまでのところ、どのように実践していくかという詳細は決まっていない状況です。ひとまずご提案いただいた中で、今後どのように精査していくかを検討していくところで、見せ方としてもまだ具体的なことは考えていません。もう少し具体性がはっきりした段階で、議会にもご報告しまして、ホームページにも載せていく予定です。

A 委員 ぜひ、多くの皆さんからのご意見を伺っていただければと思います。お願いいたします。

会 長 ほかはいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。
この提案も含めて、みどりの基本計画も検討されるということで、また後ほど関連事項でありましたら、ご質問等いただけたらと思います。
それでは、続いて資料 1 の説明をよろしくお願いいたします。

みどり推進課長 （資料 1 を説明）

会 長 ありがとうございます。資料 1 - 1 から 1 - 3 を説明していただきました。資料 1 - 1 は全体構成ということです。その中で、本日は第 4 章「実現に向けた施策」の公園に関する公共のみどりと、資料 1 - 2 の公園に関することと、それから資料 1 - 3 の地域別方針についてがあります。まずは 2 つに分けて、全体構成を含めて、資料 1 - 2、公共のみどりの状況ということで、公園にか

かわるような実現へ向けた施策を中心にまずご質問、ご意見等を伺います。いかがでしょうか。

B 委員

まず、資料 1-1 の全区を緑化重点地区に指定するという案ですが、具体的に緑化重点地区というのは、どういう内容なのかということをおたずねします。それと公園の面積について、1 人当たり 5 平米を目指すということですが、公園の面積については、資料 1-2 のところに未開設の公園がありますが、未開設のところを開設すればその数字になるのか、あるいはそれでも足りないのか、その辺りの状況をおたずねします。

みどり推進課長

まず、緑化重点地区の考え方ですが、都市緑地法に基づき、区、市町村が重点的に緑化を図るべき区域として定めるというものです。練馬区としてはその地域ごとの緑化をすべて重点地区とするという考え方で、都市緑地法の考えがその基になっている取組です。

それと、未開設公園が全部開設した場合ですが、これは 1 人当たり 5 平米というところには到底追いつくものではありません。あくまでも拠点の整備としての大きな公園ということで、将来的にこれが開設されていくというものです。

B 委員

はじめのほうはよくわかりましたが、都市緑地法ということをごどこかに書いておいていただけるとわかりやすいかと思います。

それから、整備については、5 平米ということを出す以上は、何か具体的にここをこういうふうにしていくというものが需要だと思いますが、今ここに書いてあるところをこれだけやってもまだ足りないということであれば、数字だけになってしまわないか心配です。具体的に 5 平米できるという裏づけのようなものが需要かと思いますが。

みどり推進課長

みどり 30 もそうです。1 人当たり面積 6 平米というのをうたっているのが、これまでの計画です。以前にも説明しました、資料 1-2 の右側の公園面積の推移というところでは、現在 2.88 平方メートル、1 人当たり面積

になっています。5平米というのは、まだ倍近くの公園の面積が必要になってくるというものです。すべての計画公園を開設しても、到底及ぶものではありません。区としては、先ほど、また前回もお話ししたように、民有地のみどりをもっと積極的に残し増やしていくことが、この緑被率に関係してくると思います。公園というところでは、さらに整備推進を積極的に進めていかななくてはいけないと考えています。

B 委員 そうしますと、無理に5平米と書く必要があるのでしょうか。初めから目標に達する見込みのないものを数字だけ大きく出してしまうことが少し問題ではないかと思いました。

みどり推進課長 基本的な考え方として、都市公園法で5平米という数字を参酌基準として定めています。こうしたことから、区の条例においても5平米として定めており、区としては大きな目標をここに位置づけています。したがって、それに向かって公園整備をしっかりと着実に進めていかななくてはいけないと考えています。

B 委員 それでは逆に5平米に向けて、具体的な方針というものが需要だと思います。現況でその未開設分を入れても足りないということであれば、その先をどのようにするかという具体的な施策というか裏づけというか、そういうものをつくっていく必要があると思います。

みどり推進課長 委員がおっしゃるように、うたっているだけでは実現しないということは当然のこととして、この5平米に向けた、目標達成に向けた公園の整備計画というのをしっかりとつくっていきたいと考えています。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

C 委員 私からは資料1-2の公園の施策の2枚目の表についてです。ここに様々な施策が書いてありますが、今、公園の状況が以前と変わりつつあって、その中で都市公園法が変わってというような、非常に変化している状況で

す。また国際的にも、公園の量もそうですが、質的なところで公園が身近にあることが住民の満足度にどうつながっていくかというところが、非常に重要なところだと思います。

その中で、公園の質を上げていくために、どのような施策をつくっていけばいいかということになります。例えば利活用や公園管理を広げると、区民による花壇の管理とか、そのようなことになるのかと思いますが、それだけではなくて、そこに公園があるだけで、人々が憩いの場としてコミュニティの場として滞留時間が長くなるような公園。海外ではその施設とかベンチとか、施設のなところもそうですし、それからソフト的なプログラムもそうです。そのような工夫で多くの人々が公園に集まるようになって、その中で出会いが生まれて、市民同士のつながりが生まれていく。それがひいては協働による公園づくり、まちづくり、地域づくりに、エリアマネジメントの拠点のような場所として、公園が活用されていくというような方向に、今時代が大きく動いているのではないかと思います。

そういう公園への満足度、皆さんの満足度を測るのには、今までの既存の調査だけではなく、おそらく人々の意識調査だけでもなくて、公園がどのように使われているかといった行動調査のようなものも必要だと思います。量の確保が非常に難しいという話もありますが、包括的に今後の公園の質を上げていくというところで、おそらく区民の満足度はぐんと上がっていくのではないかと思いますので、そういう項目や何らかの施策、調査等を入れていただければと思います。

中に入っているかもしれないですが、これから具体化していくときに、その辺りも意識していただければと思います。これがまず1つです。

もう1つです。この表の2の都市公園等の適切な管理の推進の6番から12番までのところですが、施策の基本方針の区民参加、区民支援の欄に全部丸印が付いています。このような協働参加や区民支援というのは、協働の促進につながっていくと思いますが、協働を進めるためには、例えば人材育成もありますし、つないでいく、コーディネートする、あるいは先ほど申し上げたようなコ

コミュニティをつかって質を高めていく、まちづくりにつなげていくといった、様々な要素が入ってくるかと思えます。そのようなところでは、人をつないでいく中間支援的な役割というものが必ず、どこの町でも都市でも必要になってきていると思えます。練馬区では、その辺りをどのようにお考えになっているかという質問です。以上2点です。よろしくお願ひします。

みどり推進課長 貴重な意見をいただきました。まず1つ目の公園の質を上げるためというところでは、これは区民会議の中でも意見をいただきました。使われていない公園があるとか、入りにくい公園があるとか、あるいはなくてもいいのではないかという極端なご意見もいただきました。その中で大小様々な公園がありますが、実際のところ、利用者数や、その公園で何をやっているかといった行動調査というところまでは、把握していません。

つくったら管理をしていますが、そこで委員がおっしゃられた、いわゆる区民との交流、あるいはコミュニティの場になるようにというところでは、区民会議の提案の1つを例にしますと、使われていない場所をみんなの緑地にしようという考えからプチリノベーションするといった、区が主導ではなく、住民参加で使いやすい公園に変えていこうという提案をいただいたところです。そういう意味では、今後そういう使われていない公園、あるいはコミュニティ・スペースとしての公園というところを視点を置いて、協働というところを基本にスペースづくりにつなげていきたいと思っています。

また、2つ目の協働という点ですが、区がどこまでつなぎ役の中間支援になるかというところでは、本当に簡単にできるものではありません。逆に区が主導になってもいけない。ですが、区民の皆さんが動きやすいようなサポートをどうすればできるのかということが、これからの大きな課題ですし、それが無いことには、ここに書いてある施策の実現は、なかなか難しいだろうと考えています。

都市計画課長 少し補足いたします。今、中間支援という機能のお話がありましたが、現状のお話をいたしますと、環境まち

づくり公社の中に、みどりのまちづくりセンターという外郭団体があって、みどりの機構と一緒にになったという経緯があります。

現状でいけば、理想的な働きがどこまでできているかということはありませんが、みどりやまちづくりの中で、区民の皆さんと協働するにあたり、コーディネート役の1つということで、モデル的な事業として今までもやってきました。今、みどり推進課長が申しあげましたように、区だけでやっていくことはなかなか難しいというところでは、これから、そういう外郭団体とかNPOとか、民間の皆さんと、どのように橋渡しをしていただいて、一緒にやっていくかということが課題だと思っています。その辺りも今後、整理ができたらと思います。

C 委員

2つ答えていただいて、ありがとうございます。みどりのまちづくりセンターについては、みどりの機構で今までやられていたことが、まちづくりセンターに合流したということで、公民連携や、公有地、民有地の境のないみどりという意味で、非常に期待ができると思っています。今後の施策を協働して進めていくのに、今お話しいただいたような外郭団体、またNPO、市民グループ、そのようなものがつながっていくと非常に良い形ができてくるかと思っています。

あと、先にお話ししていただいた公園の件ですが、実際には資料1-2のグラフを見ると、練馬区は公園箇所数が増えている、でも、なかなか1人当たりの公園面積が増えていなかったりして、多分小さな公園とか、色々とできているのだと思うのですが、非常にその活用が難しいところなのかと思います。

西東京市が現在、やはりそのような課題を抱えていて、私たちも西東京市の指定管理で入っていて、今、市民参加型で公園の調査なども行っています。例えば非常に小さな公園で、一見、ここは使われていないというように見受けられるところでも、実際にそこで行動調査的なことをやってみると、お母さんたちにとっても愛されていて、時間帯によっては子どもたちも来て使われていたり、行政の方も知らないような名称で呼ばれ親しまれていたりしています。そのような実際の使われ方をよく観察して、

それをもとにどのような形で公園のリノベーションなり、リストラクションが必要になるか、そのようなことも検討していただくと、そのプロセス自体がまた区民協働につながると思います。そのようなところも中間支援の様々なグループ、組織などと一緒に進めていけると、非常に良い形で公園の管理というものが、これから将来につながっていくと思います。ありがとうございました。

みどり推進課長 先ほど区民会議のお話をしましたが、資料2の2枚目の緑色の資料をご覧ください。資料の左上の提案の9、それと関連して提案の10です。提案9「区民が地域のみどりを調査&ニーズを把握」のところにありますが、そのテーマに合った公園等についていろいろ話し合っていたいて、最終的にどのようにこれを変えていったらいいかというところでは、まさに先ほど委員が話された市民参加型のプチリノベーションという形で変えていきたいと思っています。その右側に、系統図のような絵があります。公園を真ん中にして、それぞれ区民、町会、学校が関わり、行政がそこに後押しをするというような形で絵を描いてあるのですが、ではこれを具体的にどういう形にしていくかということが、本当にこれからの大きな重要な課題、取り組み点だと思います。

C委員 ありがとうございます。この提案9、非常に重要なところだと私も今拝見して改めて思いました。これが学区になっているのが非常に良いと思います。やはり学区というのは1つのエリアの中でのマネージをしているところだと思いますし、また区民の方々も非常に参加しやすい形かなと思います。あと公園というものが、早朝から深夜までおそらく使われ方が様々で、また平日と休日でも、また時間帯によっても違ってくると思いますので、そのようなところを網羅した中で、調査ができてニーズを把握できれば良いと思います。少し具体的な話になりましたが、ここも大変期待しています。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

D委員 この公園の話ですが、そもそも今回の大きな話として、

緑被率の30%という目標については今回取り下げることが、まず大きな前提としてあったと思います。私は、その考え方は、そもそも反対ではありますが、そのときの区の説明としてあったのが、これからは量ではなくて質にこだわっていくということだったと理解しています。ですから、今回も緑被率については特に目標を定めないということだったかと説明をいただいたように理解しているのですが、一方で、今回の公園に関しては、目標として、都市公園の面積基準5平米に向けてということで、まず量ありきできているということで、この整合性はどうなのかということが、1つ伺いたい点です。

もう1つ、先ほど質問でもありましたが、5平米という目標にされているということですが、この根拠をもう一度、もう少し詳しく、なぜ5平米なのか、なぜ4でもなく6でもなく5なのかという数字の背景、根拠を教えてくださいませんか。

みどり推進課長 5平米というところは、都市公園法の数字をもとにしています。区の条例もそれに参酌したうえで、5平米という位置づけにしています。ですから、都市公園法が4とか6とかと出れば、それに合わせていくということが基本的な考えです。そういう意味では、練馬区はまだまだ少ないという状況の中では、2.88平米というものに対しての5というのは、やはり向かっていかななくてはいけない数字であると考えています。

それと、30%の目標を取り下げるといってお話がありましたが、まさに今、それをこの中で審議しています。区の方から、取り下げるといって考えを表明しているものではありません。30%に向けて、それを実現するには多くの壁があるということ、これまでの委員会の中でご説明しました。それが金額の問題であったり、あるいは民有地のみどりの守り方であったりというところを考えると、30%という目標が本当に数字の目標として果たして良いのかどうか。では、逆に30は無理だから25にするのかといった数字だけではなく、本当に質というところでの区民実感が必要です。当然、量も求めてはいきますが、その中で5平米との整合性というところでは、これは条例あるいは先ほどの都市公園法の数字を抛りどころ

にしています。ただ、緑被率 30%というところでは、なかなか難しいものだと考えています。したがって、数字的目標で 30%の緑被率というものは、今のところ提案としては出してないというところです。

D 委員

ご説明ありがとうございます。まず、公園の面積の 5 平米ということですが、今の説明の中にあつたとおり、都市公園法に基づいて 5 平米ということにしたというお話ですが、それはあくまでも国の方針であつて、練馬区の状況に合わせてつくった目標ではないという理解を私はしました。だとしたら、もう少し練馬区の状況はこうだから 5 平米であるとか、あるいは 4 平米だ、6 平米であると考えたほうがいいのではないかとすることは、感想、あるいは意見としてお伝えします。

もう 1 つのみどり 30、緑被率 30 のお話ですが、取り下げたわけではないということで、失礼しました。私も少し理解が誤っていましたが、いずれにしても、この 30 という目標、あるいは何%がいいかということは、やはり私は、これから目標として適切な数値はどれかということは考えたほうが良いのではないかと改めて思います。

あともう 1 つだけ意見、これは回答いただきたいのですが、資料 1 - 2 の表、公園面積の推移と公園面積と管理費用の推移ですが、この表が、スタートは昭和 45 年と 44 年とで異なっていて、5 年ごとの表なのですが、1 年ずつずれています。正確に比較したいので、もし可能であれば年度をそれぞれ合わせていただけるとありがたいと思います。そこはよろしくお願いします。

みどり推進課長 今の表の年度の表示は、もう一回整理をさせていただきます。

あと、5 平米の根拠、もう少し細かく説明しますと、先ほど都市公園法では 1 人当たり 10 平米という数字が出ていて、その参酌ですが、その中で市街地では 1 人当たり 5 平米という数字をうたっています。したがって、当然、練馬区も市街地で 23 区というところでは、一律 5 平米を活用している部分があるというのが現状です。ですから、練馬区の公園がだんだん増えていて、今 2.88 平米ですが、それを 3 にするという理由が、また逆にな

くなるのかなと思います。以上です。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

副会長 施策の方向性、あるいは基本方針との関係性ですが、資料1-2の公園を例にしたときに、例えば公園の整備の推進に関しては、施策の基本方針、あるいは方向性との関係性が、全部一律に機能や恵みとの関連性が丸印という形なのですが、ここはある程度、めり張りをつけて、みどりの機能に即した、あるいは施策の方針、方向性に即した公園施策の整理をされるのか、あるいはこれはこのまま公園の施策という形で載せられるのかというところについて伺えますか。

みどり推進課長 資料1-2の2枚目の施策の方向性のところで、表の右側の施策の基本方針の区分で、それぞれネットワーク、環境、レク、といった表現で、左側のそれぞれの項目に合致していくものに丸印がついています。基本的には、この公園については、こういった方針を当てはまるというところで、今後の施策の細かい部分については位置づけていきたいと考えています。

副会長 当てはまるということでは、当然すべてに当てはまると思います。その中で、今回の改定の方針として大きくは機能や恵みに即して、人のかかわりも含めた施策の再編を考えるということだと思います。施策の方向性というのは、これまで機能や恵みということで、ある程度整理してきた中で、公園だとやはりどれも多機能、多くの恵みという形になってしまっていて、施策の方向性ごとに公園整備の施策を立てるという形にはなっていないということでもよろしいのかどうかというところです。

みどり推進課長 公園といっても、地域ごとに違いがあって、一律には全部そのやり方が当てはまるものではないと思います。ただ、使われ方としての公園というところの方向性については、基本的にはこの考え方でいきたいと考えています。

副会長

そうしますと、おそらく特徴的な公園整備というのはあるかと思しますので、それぞれの施策の方向性の中で、公園をどう使うかという特徴的な例に関しては、個別の施策の説明の中にその施策の方向性との関係性を強く言ったほうが、恵みに即したという形になるのではないかと思います。ご検討いただければと思います。

みどり推進課長

ありがとうございます。まさに特色あるというところでは、ほかの公園とは違うという部分はしっかり打ち出していきたいと思えますし、また、先ほどのC委員の話にもありましたように、その地域ごとに特色のある公園づくりというのにも必要になってくるかと思えます。

E委員

公園といっても様々なニーズがあるから、それによって全部違う、面積も違うし、置かれた場所、地政学的な問題も違う、そうすると、いわゆる区民との協働ということを考えれば、その地域の人たちがその公園の広さ、あるいは樹木、そのようなものとのかわりをどう持つかということが重要だと私は思います。そういう広さやニーズは千差万別だと思います。

問題は、区民が公園を愛してそれを利用するには、今、私が感じていることは、公園があまりにも一律に運営管理されていて、植栽にしても、何か植えて欲しいといっても法律があって全然何もできない。つまり、公園は私たちのものではないということ。例えば誰かが花を植えよう、木を植えようと言っても、これはだめだ、これもだめだということで、一律で管理されています。そうすると、私個人の感じからいうと、あまり見向きもしなくなってしまう。自分が植栽をしたり、花を植えたりすると、それだけ関与、関心を持たざるを得ない。ですから、そういう面では、地域の住民に、ある程度開放する必要があるのではないのでしょうか。一律では愛着を持たないと思います。

質ということもそういうことだと思います。前回は申し上げましたが、質とは一体何でしょうか。その主体というのは人間だと思います。その地域に住む人間にとっての質だと思います。ですから、そのニーズにしたがって質というのは千差万別でしょう。この公園に、私はこ

の花が欲しいというと、その四季折々の花が質だと思うのです。花の必要はないというところもあるかもしれませんが。ここは広いから、私は芝生が欲しいということになれば、そこに広い芝生があることが質でしょう。質そのものは一律に議論できるものではないと思います。

みどり推進課長　まず、公園をつくる段階からの話をしますと、ここに何を植えてとか、あるいは遊具はこうしてというところは、区が一方的に決めるものではなく、計画の段階から周辺住民、地域の方々のご意見をいただきながらつくっています。そして、その上で植栽計画ということで、今、委員がおっしゃったように、この木を植えたい、この花を植えたいという方も本当にいらっしゃいます。その中で、そのような意見を1つ1つもらっていくと、公園は収拾がつかなくなってしまうという部分は確かにあります。

一方で、今ある公園を、皆さんのニーズに合わせて使っていただくということになると、やはりその地域の皆さんで、先ほどの区民会議の提案にあったように、大規模改修というのはなかなか難しいですが、今ある公園をどのように変えていったら使いやすくなるのかというところは、今後の協働としての取組、そして、皆さんに楽しんでもらえる公園スペースとして、そういうリノベーション、改修というものも今後の公園の管理のあり方になってくると考えています。全く皆さんの意見を聞かないというわけではありませんし、どういう公園が良いのかというところでは、様々な意見を聞きながら、改修していきたいと思っています。

E 委員

千差万別で私は良いと思います。公園がある場所がそれぞれ違うわけですから、住んでいる人数も違うし、公園の広さも違いますから、それを一律に規定すること自体が無理です。我々は今後、いわゆる区の財政状況があるかもしれませんが、協働ということは非常に重い言葉であって、協働ということは、区民が公園に関心を持つということが前提なのです。ですから、植栽であれ何であれ、区民が公園に関心を持たないということでは意味をなさない、協働になりません。区民が関心を持つということ

が重要だと思えます。

それには、その地域に合った、どういうニーズに合った公園にすればいいかということが、おのずから質ということを向上させることになると思えます。それから、先ほどから議論していますが、地方税制とか諸問題からすれば、緑被率が下がるのは当たり前であって、仕方がないと思えます。それを役所の責任だ、云々ということをお願いするつもりもないです。だから、質を上げようという話だと思えます。

環境部長

様々なご提案いただきましたが、私どもも区内にたくさんある公園をみんな型に当てはめて、均一な公園をつくらうとは考えているわけではありません。やはり地域ごとの特性がありますし、その公園に求めるニーズも地域ごとに違うと思えます。先ほどもお話ししたように、区民会議でもその辺りを皆さんが真剣に議論されて、自分たちが使いたい公園を、みんなで一緒に話し合っつけてつくりたいということで提案をいただいていますので、その方向で私どもも、なかなか難しい課題ではありますが、地域の皆さんに喜んでいただける公園づくりということは、第一に考えています。千差万別な公園があってもいいというところは、私どもも同じように思っていますので、地域の皆さんと一緒につくっていきたいと考えています。

C 委員

今のE委員の発言に関連してですが、私の所属するNPO団体は、東京都内の都立公園と市立公園、あわせて70公園の指定管理を行っていて、実際に日々、公園管理を地域で実践しています。もう13、4年ぐらいやってきていますので、今のお話のように、本当に1つ1つの公園が全く違うということを感じていますが、やはりその公園のニーズというか、地域のニーズに合わせた形でしていかないと、区民協働というものは実現できないと思えます。

逆に、その地域性やその公園の特性というものがきちんと管理者側、行政側で把握できれば、区民の方々も目標を持って一緒に協力してくださる。それが、区民同士のコミュニケーションにつながって、それがまちづくり、地域の活性化の場となるといえますか、エリアの皆さん、

商工会や観光関係、また学校、産官学民といった様々な方々が集まってくださる、そういう公園に成長していくと思います。

ただ、そのような公園にしていくためには、行政側のそのような取組と、実際に現場で管理をする、そういう担当の方々がそういう協働ということを十分わかっていかなないと、区民もそれに協力しようがないということになってしまうと思います。大体が、行政と区民の間では、公園に対して要望があって、苦情があって、それに対応するといった、公園管理が通常になってしまっていますが、本来、地域を活性化していくための公園づくりというのは、やはり違う形をつくっていかねばならないと思います。

その中で、今回みどりの区民会議の17の提案で、先ほどお話しただいていた提案9にあります。区民が地域のみどりを調査して、ニーズを把握していく、それも区民や小学校、町会、行政が協働で、公園や憩いの森などを調べて生かす方法を考える。そういう地域のニーズや公園の特性を把握したうえで、テーマに合った公園について、公園の管理や活用について話し合うということだと思っておりますが、これは非常に重要になってくると思います。

今、E委員がおっしゃっていたことが、おそらくこういった施策、提案を通して実践されていくと、地域も非常に変わってくるのではないかなと思っていますので、大変期待しているところです。よろしくお願いします。

E 委員

おっしゃるとおりだと思いますが、やはり区民が公園にそのような愛着を持てば、自分たちで管理するし、そうでないと何か自分たちの意思があまり反映されていないと、何かとあれば苦情も区に持ってくると思います。区はそれなりのニーズが把握し切れないから、大変だと思います。協働をうたうということであれば、もう少し区民に開放するとか法律を緩やかにして、それで区民の意見をくみ入れて、それで役所へあまり苦情を持ってこないようにするのです。役所は苦情がくると、税も金もかかるので画一的に対応する。地域のニーズに従った、細かい対応ができないと思うのです。ですから、もう少し

し愛着を持って、自分たちが公園を管理して、あまり役所に苦情を持っていかない方法を考えたほうがいいと思います。

みどり推進課長 本当に愛着を持っていただくというところは、一番の基本かと思います。その仕組みづくりについて、これから具体的なところを詰めていきたいと思っています。

一律管理というお話がありましたが、今の管理実態としては、やはり区が一律管理をしているという状況です。ただ、資料1-2の右側の表、先ほど説明しましたが、区民が携わっている、皆さんに管理をしてもらっている公園も、花壇も含めてそれなりの数、実績が上がってきています。管理をしていただいて、そこで愛着を持っていただく。そして、できることであれば、自由に使える公園、その自由というのは、どこまでの自由かということが非常に難しいところですが、少なくとも皆さんが安全で安心して使える公園というところでは、今までの管理のあり方というのを見直していかなくてはならないと考えています。

A 委員

様々なお話を伺って、地域でつながりを持ったり、愛着を持ったりというところを考えますと、この施策の対象場所ごとの整理というところで、公園の整備の表には、区民参加が入っていません。区がやることと、管理が区民との協働ということで、大きくこういった分け方になっているような気がします。そもそもどういう公園をつくりたいかというところから、区民参加でやっていくべきではないかと思います。

例えば、練馬城址公園、いわゆるとしまえんですが、これは東京都の事業ではありますが、地域の方たちや多くの区民がずっと親しんできた、としまえんをどういう公園にしたいか、そういう段階からやはり区民参加が必要だと思います。施策の基本方針、この整備のところ全部の区民参加の欄に丸印が付いていませんが、区民参加はそこが一番大事なのではないかと思います。

もう1つ、みどり30の話ですが、前回も申し上げましたが、目標はなくさないで欲しいと思います。世田谷区は「みどり33」というのを掲げて、子どもたちに向けて

みどり 33 をすごくわかりやすく説明するような冊子もつくっていますし、そのようなことでもすごく努力しています。やはり目標というのはなくさないでいただきたいということは、また前回に続いて意見として述べさせていただきます。

みどり推進課長 新規の公園の整備については、ここには区分としては細かく書いてはいませんが、新しい公園をつくるごとに、その計画段階から地域の方、あるいは周辺の方を含めて、様々な意見を聞きながら積み上げてきています。したがって、ここには書いてはいませんが、区民の意見を反映できるものは反映しながら、1つの公園整備という形で進めてきていますので、決して区が勝手につくるということではないということをご理解いただければと思います。

あと、世田谷区の話が出ましたが、世田谷が緑被率第2番で、練馬区がかるうじて1番ですが、本当に残していかなくてはいけないというみどりというのは重要なことですが、それが30という現実的にできない部分をいつまで置いておくのかということ、我々も課題として受け止めて、このような基本計画の内容を提案しています。この数字を実現できなくても置いておくのかというところは、まだ議論が続くと思います。

A 委員 今、つくる段階から区民の意見を聞いているということでしたが、やはりこれだけではそこが伝わってこないと思います。つくるけれども、では管理は区民にお願いしようという形に受け取れてしまいます。練馬城址公園についても、区が求める機能が反映されるように東京都と調整を行うという、そういうところに表れてきてしまうのではないのでしょうか。区が求める機能ではなくて、やはり区民が求めるものであって、その辺りの表現の仕方というか、そのようなところも考え方が少し違うのではないかと思います。ぜひご検討いただきたいと思います。

みどり推進課長 資料2の2枚目の提案10に、意見を聞きながらつくり上げた公園と、管理運営まで地元の皆さんにやってもらうという1つのルールをつくっていききたいと、つくった

から後は終わりではなくて、皆さんの意見を聞いてつくった公園を、今度は皆さんで守って育ててくださいということで1つの仕組みができればという意見をいただいています。したがって、それをどのようにあらゆる公園に広めていくかということが、今後の取組の大きな部分だと考えています。

F 委員

幾つかお聞きしたいのですが、まず、みどり 30 の話が今、出てまいりましたが、私はこのみどり 30 を推進ということは間違っていなかったと思います。このみどり 30 に向かってということで、壁面緑化だとか屋上緑化だとか、多くの子どもたちの教育の場でもこれが生かしてきたということでは、やはり高く評価するべきだと、そのように思っています。

そういう中で、先ほどから話がありましたが、民有地のみどりの減少、そしてまた農地の減少ということでは、現状を見ると、30%を維持してそれに向かってということがなかなか難しいというのは誰でもわかります。ただ、そういう1つ1つの数字に向かってやってきた行政の推進という面では、やはり今後ともこのみどり 30 というものを前面に出して行っていただきたいと思います。

その中で、内容の充実ということも当然ながらうたっていかなければいけないと思いますので、まずは発展的なこの内容に方向性が向いたということは、大変すばらしいことだと思いますので、今後ともこのみどり 30 というものを取り下げとか、やめるとか、そういう言葉ではなく、やはり 30 というものは基本的に今までのやり方としては、一番良いのは教育、学校で大勢の子どもたちに教えてきたということは良かったと思っていますので、そこは進めて行っていただきたいと思います。

みどり推進課長 みどり 30 というものをどのように考えていくかということは、本当に大きな話だと思います。ただ、やはり難しいからといって、量を求めないということではありません。今までのこの 30 の取組にさらに民有地を残すような輪をかけた取組というのは、本当に大事だと思っていますし、数字ももっと増やしていかなくてはいけないと考えていると同時に、今度は質という視点でも捉えて

いきたいと考えています。

F 委員

それから E 委員からもお話があった地域性ということですが、どちらかというところ北西部に若干、農地そして民有地のみどりがあるという意味では、今後もまた、この北西部には、重点的なみどりを残すという余地があるのかと思います。公園もどちらかというところ北西部に多くありますが、かつては事業所に委託していた公園が、かなり地域に委託されてきているという意味では、先ほど愛着という話もありましたが、やはり地域の声をくみ取って、様々な形でやっていただきたい。

先ほど特性というお話がありました。例えば江古田の公園は、今までボールは一切使ってはいけないということでしたが、どうしてもキャッチボールをしたいという地域の要望でフェンスを高くして、キャッチボールができる公園になったというようなこともあります。そういう意味では先ほど、一切要望は聞き入れないということではなく、柔軟に対応していると思いますので、キャッチボールできる公園もあるということ、これからも PR してもらいたいと思います。

道路公園課長

今の江古田北公園についてです。これについても、地元の熱い要望、単にそれを行政側がすべて受けるのではなく、例えば周辺の方々の騒音に対するご理解、それから管理運営に対する地元のご協力、そういうものがすべて整った中で、今度は皆さんに公園を使っていただくための整備を行政側がしていく。そういう地元としっかりとタッグを組んだ中で、条件がそろって、今回整備できたわけですね。

つきましては、そういう公園の管理についても、皆さんが利用したい形、それを皆さんで管理していただく、そういう形で地元とともに合意がとれれば、ぜひ地元の方と協働しながら管理を進めていきたくて考えています。

F 委員

最後にもう 1 点だけ。この資料の中で、防災機能ということで、石神井公園は広域避難場所に指定されているということが書かれていますが、先ほどお話が出ましたが、公園というものはみどりだけではなく、この防災機

能、そして災害時の拠点としての機能というものを持つということも、もう少し地域でPRしていただきたいと思えます。

みどり推進課長 ありがとうございます。本当にみどりの機能というのは、この資料1-3にもあるように、幾つもございます。単に、そこで遊べるというものだけではなくて、大きな目的と役割があると考えています。そのようなところも含めて、多くの皆さんにご理解、ご意見をいただきながら整備、管理をしていきたいと考えています。

E 委員 F委員がおっしゃるように、みどり30ということになって、物理的に無理だという話が出てきましたが、私はF委員のものの見方というのは1つ正しいと思えます。子どもたちの教育の面から30ということを目標に掲げておくということは、これは意味のあることだと思います。しかし、それはどちらかといえば精神的なものであって、物質的、物理的に言えば、これは減らざるを得ない。ですから、いわゆる二重基準でどちらも維持するという方法はどうか。

みどり推進課長 今ここで、ではどうしますかという議論はなかなか難しいかと思えます。ご意見としていただき、またそのような議論する場を設けられればと考えています。

C 委員 先ほど公園整備のところ、区民協働参加という欄に丸印がついていないが、これからはそのようなところも必要ではないかというお話がありました。私は本当にそう思います。公園のステージとして、整備、そして管理、そして利活用という3つのステージがあると思うのですが、そのどれもに区民がかかわっていくことによって、例えばこの資料1-2の右下に、管理者としての課題や悩みというところで、相反する苦情が来ると書かれています。これは管理者としてはすごく悩みです。

ただ、区民がそのように、いろんなステージでかかわってくださることによって、地域力というものが出てくる。公園に対して、皆さんがお互い違う意見もぶつかり合いながら進めていける。私たちも、公園の懇談会と

か、公園ミーティングとか、公園をより良くする会というものを公園で進めています。非常に助けになっています。そのようなところも、ぜひ進めていただければと思います。

あともう1点だけ。その上のところに、区民が携わっている公園と花壇の推移という表があります。公園に区民がかかわるといって、どうしても維持管理ということがメインな感じに聞こえてしまって、整備は区で管理は民なのかという先ほどの話もありましたが、確かに花壇、花と緑というものは非常に重要ですが、公園というものは、もっと広い意味があると思います。

私たちは、「あったらいいなをみんなで作る公園プロジェクト」という事業を公園でやっていて、非常に若い層の方々に、公園でこんなことをできたらいいなということをごんごんやっていただいて、イベントやマルシェを進めています。そのようなことによって、緑好き、花好きだけではない、教育や文化、福祉など様々な分野、様々な世代の方々が来て、結果として公園を愛してくださる、みどりを愛してくださる、愛着がどんどん生まれていくといったような良い循環が生まれています。維持管理だけではなく、そのようなプラス運営という点は、多分これからの主流になっていくのではないかと思いますので、ぜひ、そういう面も盛り込んでいただければと思います。

みどり推進課長 ありがとうございます。簡単に言いますと、つくる段階、それから管理をする段階、そしてそれを利活用する段階すべてに区民が入ってこなくてはいけないと思います。そこで、初めて皆さんが愛着を持てる公園、そして皆さんで運営をしていってもらうということになります。様々な活動がありますが、そういう形を将来像としてどのようにつくっていくか、どのように協働としてやっていくかというところが、これからの大きな取組になってくると思います。本当に貴重な意見をありがとうございました。

会長 私から委員として、意見だけ申し上げます。回答は結構です。1点は、公園はそれぞれ地域によって違うとい

うご意見もあったかと思えますし、資料1-2の2枚目の表でも6番に、区民と協働しながらガイドラインをつくるとか、10番では区民による区民参加で推進するとか、それから12番では、プロポーザルで管理をするという、こういったことがあるかと思えます。そういう意味で、それぞれ市民参加で進める中で、公園づくりの目標は共有していかなければならないと思えます。それで、それぞれの公園ごとにどのような公園づくりをするかというようなガイドライン、自治体によってはマネジメントプランという言い方をしているところもありますが、そういうものをきちんとすることも必要ではないかということが1つです。

それからもう1点は、先ほど副会長からもお話があったかと思えます。この表の右の施策との関係の丸印ですが、もう少し丁寧につけていただきたいということです。例えば、先ほどの植栽管理ということも、環境づくりとどう管理するかということもあります。それから区民参加で利活用をするということは、ある程度の防災力を高める、地域コミュニティづくりにもつながるということもあるかと思えます。それらの点も含めて、それぞれの施策がこの5つの方針とどのように関係するかということ、もう少し丁寧に見ていただいて、施策の位置づけをしていただきたいと思えます。ご検討をお願いします。

時間の関係もありますので、これはまた、引き続き皆さんのご意見を聞いていくということでお願いします。

では、資料1-3の地域別の方針に移ります。資料1-3では第6地域というところを事例として、このような形で地域別の方針を示しますということです。方針づくりの考え方を中心に、ご質問、ご意見を伺えればと思えます。いかがでしょうか。

副会長

2点ほどあります。1つはみどりの基本計画において、エコロジカルネットワークの視点をきちんと将来像として入れ込むということは、基本的な事項だと思えますので、生態系の視点から見たときのこのみどりの骨格の将来像というのは、やはり、別途具体化する必要があるかと思えます。

2点目は防災についてです。どちらかといいますと、

将来イメージが恵みという観点、特にレクリエーションですとか、人に近い部分の景観ですとか、そのようなところが今のところは中心になっているかと思いますが、より具体的に恵みというものを見直してみると、生き物に関しての事項と防災という事項が、都市においてどのように両立できるのかということは、やはり今現在の重要な課題だと思いますので、そこも具体化する必要があるのではないかと思います。

みどり推進課長 そのような視点から、もう少し表現をどうするかというところを検討していきたいと思います。ありがとうございます。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

みどり推進課長 補足です。資料1-3の2枚目のレーダーチャートの絵を見ていただくとわかりますが、今回の第6地域は、ほとんど平均と同じような標準的な地域を選んでしまいましたが、地域によっては、みどりに関しての偏り、あるいは課題がもっと大きく出てくる場所があると思います。いずれにしても、まとめた段階でまたご説明したいと思います。よろしくお願いします。

C委員 先ほどの副会長のエコロジカルネットワークの話は、私もまさにそう思います。エコロジカルネットワークをただ単にこうだというだけではなくて、今国も東京都も、生物多様性向上ということが公園の管理の中で必須になってきています。先日、八王子緑化フェアがあつて、秋篠宮がいらっしゃいました。そのときも、生物多様性向上というお話がありました。

そのようなところ、実際にどうしていったらいいのかということが、非常に大きな課題というか、難しいところもあります。ですので、そのところは非常に丁寧に目標設定して、それから練馬区全体の生物多様性がどうなっているのかといったようなデータを整理するとか、分析をするとか、そういうことも含めて、ぜひ地域別方針に生物多様性戦略的なことを載せていただければと思います。

みどり推進課長 ありがとうございます。先ほどの副会長のお話も含めて、生態系あるいは防災面の話がありました。生物多様性の視点をもう少しすっきり明確にできるようなものに検討していきたいと思います。

A 委員

この地域は特に道路の建設が進められて、特に外環の2は大きな問題となっています。そのような中で、一方でここは白子川、石神井川など、水脈も非常に豊富なところだということでは、この道路づくりについてどうかということが、これまでも多々問題になっています。

例えば八の釜の湧水です。資料の3枚目の「みどりを守る、増やす」の基本方針のところに、湧き水の保全のために引き続き外環整備事業にかかわる国や東京都などと連携していきますと書かれているのですが、もう森はなくなってしまい、本当に小さい遊水池だけ残っているという状況の中で、現在、工事がどんどん進んでいるというところでは、本当に真剣にそれを残すという気持ちがあるのか、やる気がどこまであるのか。いつまでたっても東京都と連携していきますというような形で示されていますが、このすごく豊富な水脈と道路との関係性をどのように考えているのか、少しお聞かせください。

みどり推進課長 八の釜は工事により、大きく減っている部分というのは認識していますが、逆に今度新しくできる外環の上部やインターチェンジ周辺も含めて、これまで以上の緑化というところでは、ある程度区の要望は通されていると思っています。現在工事中ですから、全く何もない状況ですが、湧水も含めて、今まで以上に立派な森、緑地になるような整備をしていくよう、これまでもそうしてきましたが、国にはさらに強く要請していくところです。

A 委員

何百年もそこに生えていた木が伐採されてしまい、水脈が分断されということでは、本当に水循環する植物のそういう循環がどんどん道路によって分断されています。確かに、それによって生まれ変わる街路樹のみどり、緑被は増えるかもしれませんが、全体的な自然体系というものを考えると、やはり道路計画はどうあるべきかとい

うことを考えていかなければならないと思います。どんどん道路は進んでいってしまうわけですから、そのような保全については、本当に丁寧に細かい調査をしていたくよう要望します。

都市計画課長 事務局からのスタンスということでお話をしますと、このみどりの基本計画もそうですし、私どもの都市計画マスタープランもそうですが、練馬区の基本的な考え方としては、都市計画道路、それから鉄道も含めて、都市基盤の整備が遅れている練馬区の現状を踏まえ、都市基盤整備をしっかりと進めていくことが基本になります。

その考え方を基本として、例えばビジョンや区政改革推進計画の中でも、このような趣旨で記載しています。都市計画道路等の整備にあたっては、みどり、それから農地、それらを両面に目配りをしながら、まちづくりを進めていくという中で、計画をつくらせていただくということを基本的な考え方としています。みどりの基本計画においても、様々な施策を講じながら、みどりを増やしていく、そして維持、管理、保全をしていくという考え方で進めていきたいと考えています。

みどり推進課長 補足として、八の釜の湧水がなくなったという話はまだ聞いていません。湧水がまた同じように復元するかというところでは、一定の調査の結果、大丈夫だということ国から聞いています。整備後はどういう形でまた活用されるのかということが、1つの楽しみでもあると思っています。

A 委員 湧水が枯れてしまったということは、私も聞いていません。本当に小さい一部分だけ残って、周りの森が全部なくなってしまったという状況です。それが、どこまで保全されるのか、それもやはり時間の問題だと思いますし、道路がどんどん工事が進むにつれて、そこが枯れていってしまう可能性もあるわけですから、そのような危機感を持っていただきたいということです。

資料1-3の地域別方針についてですが、みどりの量を今後さらに維持しつつありますが、これは増やすというような表現にはならないのでしょうか。

みどり推進課長　まずは、今のこの貴重な豊富なみどりをまず残すというところが第一優先になるかと思います。残しながら、また増やせるところは増やしていくということです。特に、民有地のみどりというところでは、個々の取組になるかと思いますが、区としても積極的にみどりを増やしていくという点では、この中に含まれているとお考えいただければと思います。

A 委員　先ほどのみどり 30 の目標の話ではないですが、ここは方針としては、やはり増やすということを目標に掲げる、今後のことですから、その表現は増やすという形にさせていただきたいと思います。そこはご検討いただきたいと思います。

環境部長　本日、この地域別方針ということでは、本当に構成案ということで、皆さんに、具体的にどういうものを区が今後つくっていくように考えているかということをつかみやすくするために、1つの例としてお出ししたもので、まだ内容についても十分検討が進んでいないところです。そのような表現も含めて、私どもも、今あるみどりを維持するだけではなく、増やせるみどりは増やしていくということは、当然、基本方針として持っていますので、今後その中身をさらに精査していく中で、いただいたご意見等も反映できるものは反映していきたいと思っています。ご理解をお願いします。

C 委員　そのようなお話をいただき、多分今後も更新されていくのかと思いますが、2番目の将来イメージのところ、この辺りもまだまだ盛り込む部分があるのではないかと思います。また特徴の中では、農地や屋敷林の件が西側には点在しているといったことがあります。例えば農の風景育成地区、高松なども地区と指定されていますし、そのようなところ、また今後の動向のところも、まだまだ足りないのかなと思います。この辺りも含めて、これからまたバージョンアップしていくというこの理解でよろしいでしょうか。

みどり推進課長 そのとおりです。足りないところ、あるいはもう少し強調するところということは、今後この地区に限らず、そのような視点でまとめていきたいと考えています。

C委員 よろしく申し上げます。

会長 今回のことに関連して、この地域別方針というのは、地域の特徴を生かすということが1つと、区民の皆さんに、具体的にイメージしてもらおうということももう一方にあるかと思います。今、C委員からもお話のあった、2ページ目の将来イメージのイラストの部分というのは、かなり区民目線でわかりやすく伝えようという趣旨もあろうかと思います。

そういう意味で、とても狙いはいいと思いますが、ただ、これは少し行政目線で書いているような気がしますので、ここに書いてあることを、もう少し区民目線といえますか、例えば今回も「みどりある豊かな暮らしを実現します」と書かれていますので、それはどのような生活を、暮らしをしていますというような目線で、もう少し具体的に書いてもらおうと、区民の皆さんもわかりやすいのではないかと感じましたので、その工夫もしていただければと思います。

みどり推進課長 ありがとうございます。まだ、役所がつくっているということで、そのような目線が足りないところを直していきたいと思います。

副会長 せっかく地域を都市計画マスタープランに合わせているので、その都市マスとの整合で、みどりの視点をきちんと書かれると良いのではないかというのが1点です。

あと2点目は、都市マスでもそうだと思いますが、これをどれだけ担保し、しっかりと永続性を持たせられるのかという点です。これを単にパブコメにかけただけで、その将来像としてフィックスしていただくだけではなくて、それをどのように地域の中で具体化していくのかという今後の見通しについても検討をお願いできればと思います。

みどり推進課長 ありがとうございます。まさに都市マスの区域だけとったというだけではなくて、マスタープランとの整合というのもしっかり押さえていきたいということと、永続性という視点というところでは、その施策をどのように具体化していくかは、これからの大きな取組になると思います。そこの表現も含めて検討したいと思います。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

B 委員 これは練馬区全体ですが、農地が減っているということはすごく問題だと思いますが、それをただ減らないようにと言葉だけ言ってもだめなので、具体的にどうすれば良いかということ。それもみどりのサイドだけでは無理だと思うので、また経済的な流通を考えると、それからさっきのみどりの区民会議の提案の中で 17 番にありましたが、例えば公園の用地を提供してマルシェを開催するなど、具体的に応援できることをいろいろと考えていく必要があると思います。

それで、この区民会議の提案と今回の基本計画の関係がよくわからないのですが、区民会議でこういうものがあつたから、全体として聞いておくというだけで終わってしまうのか、あるいは、例えば先ほどの 9 番、10 番などもありましたが、ここにあつた提案がこの基本計画の中に具体的に織り込まれていくのかということを確認したいのですが。

みどり推進課長 17 項目すべてが入るかということとは、今後のスクリーニングの中で、具体的な施策として入れられるものは入れていきたいと思います。区民会議の意見をここに反映して、いかにそれを実現化させていくかということが一番の目的ですので、似たような部分というのはあるかと思いますが、なるべくこれを生かして計画に反映させていきたいと考えています。

B 委員 ほかの番号のものも含めてなのですが、具体的には基本計画の中にはそのような書き込みがされないことになるのでしょうか。区民会議に出てきた中で、これらの提案を織り込んだ文章が基本計画の中に盛り込まれるのか、

ただ何となく聞いておくだけで終わってしまうのかを確認したいのですが。

みどり推進課長 ただ聞いておくだけで終わってしまうのではなくて、その意見や提案としていただいたものをどのようにこの基本計画の中に盛り込んでいくかということが、これからの作業になっていきます。本日は、関連しているところは、資料の区分けの中にも入れていますが、それを具体化できるものは、なるべくこの基本計画の中に盛り込みたいと考えています。

会 長 まだご意見もあろうかと思いますが、大体よろしいでしょうか。

今日は様々のご意見をいただきありがとうございます。皆様からいただいたご意見も踏まえて、事務局は引き続き検討をよろしくお願いいたします。

それでは、次に報告案件に移ります。報告案件の2、保護樹木の新規指定について、ならびに保護樹木の指定解除について、事務局よりご説明をお願いします。

みどり推進課長 （資料3、資料4を説明）

会 長 ありがとうございます。まず、新規指定3件について、ご質問等ありますでしょうか。特によろしいでしょうか。

はい、これはご了解いただきました。

続いて、指定解除の件、既になくなった樹木もありましたが、これについてご質問等あるでしょうか。特によろしいでしょうか。

はい、こちらもやむなしということで、ご了解いただきました。

それでは、次第の4、その他ですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

特になければ、事務局より次回の日程について、よろしく申し上げます。

みどり推進課長 次回の緑化委員会ですが、来年1月の開催を予定しています。日時等については、現在調整中です。詳細が決まりましたら皆様になるべく早くお知らせしたいと考え

ています。よろしくお願いいたします。

会 長

次回は1月ということですので、改めてご案内が行くということですので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の案件は終了いたしました。予定時間を若干超過して、申しわけありませんでした。

それでは、本日の緑化委員会は終了とします。どうもありがとうございました。

— 了 —